

新型コロナウイルス感染症の影響による固定資産税の軽減措置について

中小事業者等が所有する事業の用に供する家屋及び償却資産について、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月の事業収入が前年同期と比べて30%以上減少している場合、令和3年度固定資産税が軽減措置の対象となります。

軽減割合	
事業収入の減少率	課税標準の軽減割合
30%以上 50%未満	2分の1
50%以上	全額

川俣町への申請は1月4日から2月1日となり、申請にあたっては「認定経営革新等支援機関等」(※)の確認が必要となりますので該当する場合はお早めに準備されますようお願いします。

(※) 認定経営革新等支援機関等とは中小企業庁から認定を受けた商工会・税理士・金融機関等【別紙参照】となります。

なお、詳細及び申請用紙等は下記川俣町ホームページをご確認いただくか、川俣町商工会へお問い合わせください。

川俣町ホームページ

<https://www.town.kawamata.lg.jp/site/kurashi-tetsuzuki/koteishiannkeigen.html>

2021年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置

●申告方法

- ・中小事業者等(個人(※1)、法人(※2))は、税理士や会計士といった全国に存在する認定経営革新等支援機関等に、①中小事業者等であること、②事業収入の減少、③特例対象家屋の居住用・事業用割合について、確認を受ける。
(※1)常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人(租税特別措置法施行令第5条の3第9項に規定する中小事業者に該当する個人)
(※2)資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人及び資本又は出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人(大企業の子会社除く)(租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する中小事業者に該当する法人)
- ・事業者は、対象設備の所在する各地方自治体が定める申告書様式(※)を利用して、認定経営革新等支援機関等から申告書を発行してもらい、2021年1月以降に申告期限(2021年1月末)までに固定資産税を納付する市町村に必要書類とともに軽減を申告する。(※)ご所在の市町村のWEBページなどから入手ください。

●認定経営革新等支援機関等への申告書類

①中小事業者(個人、法人)であること

- 個人については、(ア)常時使用する従業員数が1,000人以下であること、(イ)性風俗関連特殊営業を行っていないことを申告書の誓約事項で確認。
- 法人については、(ア)資本金等要件を満たすこと、(イ)大企業の子会社でないこと、(ウ)性風俗関連特殊営業を行っていないことを申告書の誓約事項で確認。

②事業収入の減少

- 会計帳簿等で、2020年2月～10月までの任意の連続する3月の期間の事業収入の合計が前年同期間と比べて減少していることを確認。

③特例対象家屋の居住用・事業用割合

- 青色申告決算書・収支内訳書等で、特例対象家屋の居住用・事業用割合を確認。

●対象者・軽減率

- ・中小事業者(個人、法人)について、2020年2月～10月の任意の連続する3月の期間の事業収入※の合計が、

- 前年同期比▲30%以上50%未満の場合:1／2軽減
- 前年同期比▲50%以上の場合:全額免除

(※)売上高、海運業収益、電気事業収益、介護保険事業収益、老人福祉事業収益、保育事業収益などを指す。給付金や補助金収入、事業外収益は含まない。

●軽減対象

- ・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税
- ・事業用家屋に対する都市計画税

<参考>申告の流れ(例)

1. 中小事業者等であることの確認(法人の場合)

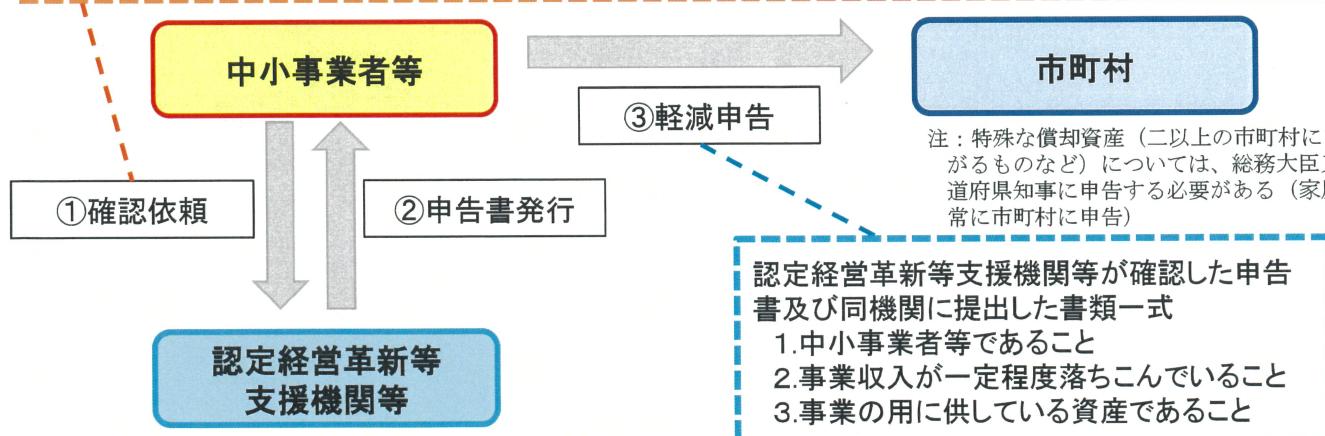
- 資本金を申告書の誓約事項で確認
- 大企業の子会社でない旨を申告書の誓約事項で確認
- 性風俗関連特殊営業を行っていない旨を申告書の誓約事項で確認

2. 事業収入の減少の確認

2020年2月～10月までの連続する3月の期間の事業収入の合計が前年同期間と比べ30%or50%以上減少していることを会計帳簿等で確認。

3. 特例対象家屋の居住用・事業用割合の確認

特例の対象資産について事業専用の部分を所得税青色申告決算書、収支内訳書等を用いて確認。



認定経営革新等支援機関等の一覧（令和2年7月16日時点）

- 「認定経営革新等支援機関等」に該当する機関の一覧になります。
- 今後、状況に応じて隨時追加していく予定です。

- ① 認定経営革新等支援機関
・認定を受けた税理士、公認会計士又は監査法人、中小企業診断士、金融機関（銀行、信用金庫等）など

- ② 認定経営革新等支援機関に準ずるもの
・都道府県中小企業団体中央会
・商工会議所
・商工会

- ③ 認定経営革新等支援機関等の「等」に含まれる者たち、帳簿の記載事項を確認する能力があつて、確認書の発行を希望する者（※）
 - ・税理士
 - ・税理士法人
 - ・公認会計士
 - ・監査法人
 - ・中小企業診断士

※ 認定経営革新等支援機関として認定されている者を除く。